委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和５年７月２７日

奈良県中和公園事務所
所　長　　岡　憲司

1. 業務概要

(1) 業務名　令和５年度　馬見丘陵公園花サポーター支援業務委託（馬見丘陵公園の利活用推進事業（都づくり）・単独都市計画公園事業）
(2) 委託番号　第４２１－委８０１号　他
(3) 業務場所　奈良県営馬見丘陵公園（北葛城郡広陵町及び河合町）
(4) 業務内容　花壇づくり等ワークショップの実施
詳細は、別紙「業務説明書」によります。
(5) 業務量の目安　2,288,000 円（消費税込み）を限度とします。
(6) 履行期限　令和 6 年 3 月２２日

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
(2) 参加表明書の提出の日から特定通知の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」といいます。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
(4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
(5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
(6) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「造園」部門の資格を有すること。
(7) 近畿圏（奈良県、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、福井県）内の営業所等に、建設コンサルタント登録規程第３条１号イ（技術士）又はロに該当する者

（いずれも、建設コンサルタント登録部門「都市及び地方計画」に関する者）が１名以上、現在在籍していること。

(8) 奈良県内に本店又は営業所（奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限ります。）を有すること。

(9) 過去 10 年以内（平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）に完了した、「花修景に関する業務」及び「都市公園等におけるボランティア活動を支援する業務」の元請実績（国又は地方公共団体等が発注したもの）を有していること。なお、複数業務により業務内容条件を満たす場合も可とする。

(10) この業務を行う期間中、管理技術者（1 名）、担当技術者（3 名まで）及び照査技術者（1 名）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門が①、②は「都市及び地方計画」、③、④は「都市計画及び地方計画」又は「造園」であること。

①技術士（総合技術監理部門（建設））
②技術士（建設部門）
③建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロに該当する者
④シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

また、配置される技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあっては「プロポーザル参加資格確認申請書」の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒636-0062 北葛城郡河合町佐味田 2202
奈良県中和公園事務所　花いっぱい推進課　花いっぱい推進係
TEL：0745-56-3851　　FAX：0745-56-3855

(2) 参加表明書作成に関する質問の受付および回答

①提出方法　質問がある場合は、FAX（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。
① 提出先　　担当部局
② 受付期間　令和５年８月４日（金）の正午まで
③ 回答　　令和５年８月８日（火）に下記アドレスの奈良県ホームページに掲載する。
アドレス：https://www.pref.nara.jp/49841.htm

(3) 参加表明書の提出

①提出期限　令和５年８月１６日（水）の正午まで
②提出先　　担当部局
③提出物　　参加表明書（以下の様式及び添付資料）
様式１　参加表明書
様式２　企業の元請実績
様式３　予定管理技術者の資格等

様式４　予定担当技術者の資格等
様式５　予定照査技術者の資格
様式６　企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）

④提出方法　持参

⑤提出部数　１部

（4）技術提案書作成に関する質問の受付及び参考資料の閲覧方法

①提出方法　質問がある場合は、FAX（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。

②提出先　担当部局

④受付期間　令和５年８月４日（金）の正午まで

⑤回答　令和５年８月８日（火）に下記アドレスの奈良県ホームページに掲載する。

アドレス：https://www.pref.nara.jp/49841.htm

⑤参考資料の閲覧方法　別途、業務説明書の交付時に指示します。

（5）技術提案書の提出

①提出期限　令和５年８月１６日（水）の正午まで

②提 出 先　担当部局

③提 出 物　・技術提案書（以下の様式及び添付資料）

様式７　技術提案書
様式８　業務の実施方針
様式９－１　評価テーマ１に関する技術提案
様式９－２　評価テーマ２に関する技術提案

・参考見積

別紙「業務説明書」の全ての業務（技術提案書の内容を含む）に要する費用について記載すること。様式は自由とします。

・ヒアリング時にパソコン（PowerPoint 等）を用いる場合は、ヒアリング当日にパソコン及びプロジェクターをご持参ください。なお、スライド等には企業名が特定されるような表現はしないでください。

④提出方法　持参に限る

⑤提出部数　１部

（6）ヒアリング対象者の選定及び通知

①選定について

参加表明書を基に、後述する「4．受託業者を特定するための評価基準」のうち、「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」及び「手持ち業務量」（28 点分）について審査し、上位５者程度選定します。

②通知について

参加表明書を提出した者には、ヒアリング日程の通知（ヒアリングへの出席依頼書）又は非選定の通知（非選定通知書）をします。非選定通知書には、選定しなかった理由を記載します。

③非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して 5 日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(7) ヒアリング

技術提案書について、ヒアリングを実施します。以下を予定していますが、詳細については技術提案書提出後に個別に通知します。

① 日　時　令和５年８月２２日（火）（予定）

② 場　所　馬見丘陵公園館　2 階研修室

③ 出席者　予定管理技術者、予定担当技術者（任意）。なお、説明は予定管理技術者が行うこととします。

④ ヒアリング時間　プレゼンテーション（15 分）、質疑応答（10 分）

(8) 受託業者の特定

①特定について

参加表明書、技術提案書及びヒアリングを基に、後述する「4. 受託業者を特定するための評価基準」（100 点）について審査し、最高得点者を特定します。

②通知について

技術提案書を提出した者には、特定又は非特定の通知をします。非特定通知書には、特定しなかった理由を記載します。

③非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して 5 日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

4. 受託業者を特定するための評価基準

別紙 1 のとおり

5. 参加表明書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 参加表明書の表紙は様式 1 により作成してください。また、すべての添付資料はＡ4 版より小さい縮小コピーはしないこと。

(3) 企業の元請実績

「2. 参加資格」の（9）に掲げる資格があることが判断できる実績を 1 件以上、様式 2 に記載してください。実績は元請として受注したものに限るものとし、下請、協力会社、再委託先等、元請として受注していないものは実績として認めません。一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS)」完了登録業務カルテ受領書等の写しや、業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、参加を認めず、非選定とします。

(4) 配置予定技術者の資格等について、様式 3、4 及び 5 に記載してください。

なお、様式 4 は、複数名分（3 名まで）提出することができます。また、評価にあたっては、提出された配置予定担当技術者ごとに採点し、評価点の平均値を採用します。

ア　保有資格

指定する資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付してください。

イ　同種・類似業務実績（様式 3 及び様式 4 のみ）

管理技術者又は担当技術者として従事し、平成 25 年 4 月 1 日以降、本業務の公告日までに履行完了した同種業務又は類似業務の実績について記載してください。

ここでいう同種業務とは、「花修景に関する業務」、類似業務とは「都市公園等におけるボランティア活動を支援する業務」とします。ただし、国又は地方公共団体等が発注した業務とします。

なお、各実績には、TECRIS 完了登録業務カルテ受領書等の写しや業務契約書の写し、及び業務内容、配置技術者が判断できる業務計画書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。

ウ　地域精通度（様式 3 及び様式 4 のみ）

平成 25 年 4 月 1 日以降、本業務の公告日までに履行完了した奈良県県土マネジメント部発注の業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した実績の有無を記載のうえ、TECRIS 完了登録業務カルテ受領書等の写しや、業務場所及び配置技術者が判断できる業務契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。

エ　優良表彰の実績の有無（様式 3 及び様式 4 のみ）

管理技術者又は担当技術者として従事し、平成 29 年 4 月 1 日以降、令和 3 年 3 月 31 日までに履行完了した業務（平成 30 年 4 月 1 日以降、本業務の公告日までに表彰を受けたものが対象）において、国土交通省近畿地方整備局の局長又は部長、事務所長から受けた優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の有無を記載してください。当該表彰を受けている場合は、表彰を受けた業務名及び表彰名を記載のうえ、表彰状の写し及び当該業務に従事していたことが確認できる必要最低限の資料（TECRIS 完了登録業務カルテ受領書等の写し等）を添付してください。

オ　手持ち業務の状況（様式 3 及び様式 4 のみ）

この業務の公告日の時点において担当している業務（照査技術者として従事するものを除きます。）のうち、契約金額が 500 万円以上の業務について記載してください。

(5) 企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）について、奈良県県土マネジメント部（土木事務所を含む）が発注した造園関係建設コンサルタント業務のうち、予定価格が 100 万円（税込み）以上の業務であって、平成 30 年 4 月 1 日以降、令和 5 年 3 月 31 日までに履行完了した業務の成績評定点を、様式 6 に記載してください。

また、各実績には、「委託業務等成績評定通知書」の写しを添付してください。

なお、[工事監理業務]・[積算技術業務]・[測量、地質調査、単純調査等の業務]（様式 6 の注意書き参照）は評価の対象外としていますが、委託業務等成績評定通知書についてはすべて同一の様式であることから、通知を受けた者が評価の対象外の業務かどうかを判断できない場合があります。このため、提出された様式 6 の記載内容と奈良県が保有する資料とが一致しない場合は、対象者に対し、日時、場所等を別途通知し、確認のうえ決定します。

(6) 参加表明書に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。受託業者となった際も、これ以外の者を TECRIS 登録することは認めません。

6. 技術提案書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 技術提案書の表紙は様式7により作成してください。

(3) A4縦長片面とし、文字は10．5ポイント以上とします。

図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としません。

右肩の（商号又は名称）以外に商号又は名称を記載してはなりません。

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(4) 業務の実施方針

業務の実施方針、実施フロー、工程計画、実施体制等について様式8に記載してください。なお、枚数は2枚までとします。

(5) 評価テーマ

別紙1「受託業者を特定するための評価基準」に記載されている評価テーマに関する技術提案について、評価テーマ1を様式9－1に記載、評価テーマ2を様式9－2に記載してください。

なお、様式9－1及び様式9－2ともに2枚以内とします。なお、一方の提案を他方の様式に記載しても、評価の対象としません。

(6) その他

ア　技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の技術提案書を無効とするとともに、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止を行うことがあります。

イ　提出された技術提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとします。

ウ　特定されなかった提出者の技術提案書は返却します。

エ　技術提案書提出期限後における記載内容の変更（追加）は、原則として認めません。ただし、技術提案書に記載した予定技術者が病休、死亡、退職等のため、やむをえず変更を行う場合は、変更が必要となった理由および変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、同等以上の技術者であるという発注者の了解を得なければなりません。

オ　提出された技術提案書の提出期限以降における再提出は認めません。なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

カ　提出期限までに技術提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。

キ　プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については、提案を減点又は無効とする場合があります。

ク　原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。

ケ　提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

(7) 参考見積について

参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、業務説明書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、特定しません。

(8) 辞退について

ア　技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

イ　技術提案書提出後も、随意契約の相手方として特定されるまでは、いつでも辞退することができます。また、辞退したことを理由として以後の選定等に不利益な取扱を受けるものではありません。

ウ　特定通知日以降に辞退した場合は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止を行います。

7. 参加資格の確認

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出について

受託業者として特定された者は、参加資格確認申請書及び参加資格確認資料（以下「参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出し、参加資格があることの確認を受けなければなりません。

対象書類	・プロポーザル参加資格確認申請書（様式S1） ・技術士等に関する報告書（様式S2） ・配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式S3）
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出先	担当部局
提出方法	持参
作成・提出にかかる費用	申請者負担

(2) プロポーザル参加資格確認申請書等の作成等

プロポーザル参加資格確認申請書等は、下記ア及びイのとおりとし、次に従い作成してください。

ア　建設コンサルタント業務の参加資格等を記載した書面

「2. 参加資格」の（6）（8）に掲げる資格があることを示す書面を様式 S1 により作成してください。建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日号外建設省告示第 717 号）第 2 条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を記載してください。その内容を確認できる資料として、建設コンサルタント登録規程第 7 条の規定による現況報告書（直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの）の表紙の写しを添付してください。

イ　技術士等に関する報告書

「2. 参加資格」の（7）に掲げる資格があることを示す書面を様式 S2 により作成してください。その内容を確認できる資料として、建設コンサルタント登録規定第 7 条のよる現況報告書（直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの）の表紙及び該当ページの写しを添付してください。

ウ　配置技術者の資格等に関する報告書

「2. 参加資格」の（10）に掲げる資格等があることを示す書面を様式 S3－1 及び様式 S3－2 により作成してください。その内容を確認できる資料として、資格等を証

明する書面の写し等及び雇用関係を証明する書面（健康保険証の写し等）を添付してください。

なお、管理技術者については、プロポーザル参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者であること。

また、この様式で提出する配置予定技術者は、参加表明書様式3、様式4及び様式5で提出した配置予定技術者と同じ技術者でなければなりません。

(3) その他

ア　提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ　提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ　提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

8. その他

(1) 契約の締結

「前項3. 手続き等の（8）受託業者の特定」により特定した最優秀提案者と契約を締結します。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとします。

(3) 本業務説明書及び閲覧資料により得た情報は、参加表明書又は技術提案書の作成以外の目的に使用してはなりません。

(4) 本業務説明書及び特定された技術提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。

(5) 本業務の履行にあたっては、別途作成する特記仕様書によるほか、奈良県県土マネジメント部が定める「土木設計業務等共通仕様書」によるものとします。

(6) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要した費用は、提出者の負担とします。

(7) 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「奈良県県土マネジメント部プロポーザル方式（公募型）実施要領」及び「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式に関する運用ガイドライン」によるものとします。

実施要領：https://www.pref.nara.jp/secure/104651/R3.2proposalkoubo.pdf

ガイドライン：https://www.pref.nara.jp/secure/104651/h30.8.1%20gaidorain.pdf

(8) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

(9) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

① 役員等（法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所（常

時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤ 前 2 号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

⑧ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（10）上記（9）⑧の届出を怠った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。

（11）平成 27 年 4 月 1 日に奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この

遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

以上